

ご説明用レジュメ

本日はご多忙中にもかかわらず、説明会にお越しいただきありがとうございます。そして、このたび弊社八潮工場で発生した食中毒事故につきまして、被害にあわれた皆様とその保護者・ご家族の皆様、給食を召し上がっていただいた皆様とその保護者・ご家族の皆様、先生方をはじめとする教育委員会・学校関係者の皆様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。本日は、今回の食中毒事故について私共で把握していることについて、全てご説明させていただきます。

1 食中毒事故の経過について

(1) 時系列について

弊社が食中毒発生のご連絡を受けてから本日に至るまでの経緯は以下の通りです。

| | |
|----------|---|
| 6月28日(日) | 弊社は、草加保健所より、給食で食中毒が発生した疑いがある旨の連絡を受けました。 |
| 6月29日(月) | 弊社は、草加保健所による弊社八潮工場の立入検査を受けました。 |
| 7月1日(水) | 弊社は、草加保健所及び春日部保健所による弊社八潮工場の立入検査を受けました。 |
| 7月2日(木) | 患者様の検体から病原大腸菌が検出されました。 弊社八潮工場は、埼玉県より、3日間の営業停止処分を受けました。 |
| 7月6日(月) | 海藻サラダから、患者様の検体と同一の病原大腸菌が検出されました。 |
| 7月13日(月) | 弊社が保健所に問い合わせ、海藻サラダから検出された病原大腸菌はO(オー)7であることが確認できました。 |

(2) 食中毒発生の原因について

患者様の検体と海藻サラダから、同一の病原菌である病原大腸菌 O7 が発見されたことから、病原大腸菌 O7 が原因と考えております。

病原大腸菌 O7 は、適切な加熱をすれば死滅します。海藻サラダの原料のうち、わかめと海藻ミックスは加熱調理がされておりませんでした。適切な加熱をしておけば発生しなかった食中毒事故であり、弊社の調理上の責任であると深く反省しております。

2 再発防止策について

(1) 直接の原因について

弊社の社内マニュアルでは、加熱調理品の具材は全て加熱調理することとなっております。今回の海藻サラダに含まれるわかめと海藻ミックスは、加熱すべき具材でしたが、実際には加熱がされておりました。これは、社内マニュアルの不徹底であり、弊社の従業員に対する指導不足によるものと反省しております。

(2) 再発防止策について

同種の事故を防ぐため、以下を実施し、また今後も行なってまいります。

- ① 加熱調理品の調理工程の確認
- ② 調理従事者をはじめとする全従業員に衛生教育を実施
- ③ 弊社調理マニュアルの再点検
- ④ 工場内の徹底的な清掃および消毒

3 補償について

(1) 概要

概要は以下の通りです。

| | 医療費 | 慰謝料 | 付添費 | 休業損害 (保護者様) |
|-------|-----|------------|-----------|----------------|
| 入院 | 実費 | 10,000 円/日 | 4,000 円/日 | 6,000 円/日 |
| 通院 | | 5,500 円/日 | 2,000 円/日 | 6,000 円/日 |
| 自宅療養 | | 5,000 円/1人 | | 6,000 円/1人 |
| 無症状の方 | | 3,000 円/1人 | | |

(2) 入院・通院をされた方

- ▶ 医療費をご請求される方は、金額が分かる資料の提出をお願いいたします。
- ▶ 入院・通院されたことが分かる資料のご提出については、補償のご案内に関する文書を皆様にお送りする際に、別途ご案内いたします。
- ▶ 休業損害は、所得が分かる資料をご提出いただいた場合は実所得に基づきます。
- ▶ 保護者様お二人以上が入院・通院のためにお仕事を休まれた場合や、付き添われた場合も、お一人様分のお支払いとなります。

(3) 自宅療養をされた方

- ▶ 医療費（お薬代等）をご請求される方は、金額が分かる資料の提出をお願いいたします。
- ▶ 休業損害は、所得が分かる資料をご提出いただいた場合は実所得に基づきます。また、保護者様お二人以上休まれた場合も、お一人様分のお支払いとなります。

- ▶ 慰謝料、休業損害については自宅療養の日数に関わらず、お一人様当たり上記の金額となります。

(4) 入院・通院をし、入院・通院した日以外に自宅療養をされた方

- ▶ (2) と (3) を合算した金額を補償させていただきます。

具体例：

6月27日(土)に発症し、6月27日(土)・28日(日)は自宅療養され、6月29日(月)に保護者様お一人が付き添って通院し、帰宅後学校を休まれた。翌日の6月30日(火)は保護者様がお仕事をお休みになって付き添って自宅療養され、6月30日(火)に症状がなくなった生徒様の場合

⇒通院1日、自宅療養3日と算定します。

⇒通院の補償＝医療費＋慰謝料(5,500円)＋休業損害(6,000円)＋付添費用(2,000円)

⇒自宅療養の補償＝医療費＋慰謝料(5,000円)＋休業損害(6,000円)

⇒合計：医療費＋24,500円

ご提出いただく書類：

- ① 6月29日に病院で支払った医療費の金額が分かる書類(例：診療明細書、お薬手帳の写し)
- ② 6月27日、28日及び30日に自宅療養された際に、支払った医療費の金額が分かる資料(例：領収書)
- ③ 6月29日に通院したことが分かる書類

(5) 入院、通院及び自宅療養されなかった方(無症状の方)

お一人様当たり、一律3,000円をお支払いさせていただきます。

(6) 補償のご案内について

教育委員会様にご相談し、学校ごとに補償をご請求いただくための文書をお配りし、記入の上で再度学校ごとに一斉回収させていただく予定です。

また、現在も症状が継続されており、ご請求が確定できない生徒様もいらっしゃるかと思いますので、そのような方については、一斉回収後に個別にご対応する等させていただきます。

4 今後のご説明等について

(1) 説明会について

本日の説明会以後、複数回、希望される保護者様・教職員の皆様のための説明会を開催したいと考えております。

(2) その他の施策について

希望される方への工場見学会を開催させていただきたく思っております。

以上